

入 札 説 明 書

「新国立劇場中長期保全計画策定業務（令和８年度）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 令和８年７月２９日

２．契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 眞理子

３．工事概要等

- （１）件 名 新国立劇場中長期保全計画策定業務（令和８年度）
- （２）履行場所 東京都渋谷区本町１丁目１番１号（新国立劇場構内）
- （３）概 要 別紙業務委託仕様書、図面及び業務委託現場説明書のとおり。
- （４）履行期間 契約締結日の翌日から令和９年３月３１日（水）まで
- （５）本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ (<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札システム利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別記様式６）を契約担当役あてに下記６．（１）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

４．競争参加資格

- （１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同規定第１６条中の「特別の理由がある場合」に該当するものとする。
- （２）文部科学省設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格において、令和７・８年度の「設計・コンサルティング業務」のうち「その他のコンサルティング業務」の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般

競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成23年度以降に、元請として合計1,000席以上の客席を有する劇場、映画館又は演芸場を含む施設において、中長期保全計画の策定業務を完了した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)

(5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

①以下のいずれかの資格を有する者であること。

- ・一級建築士の資格
- ・技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)とするものに合格した者に限る)の資格。

②平成23年度以降に、元請として完了した上記(4)に掲げる中長期保全計画の策定業務を完了した経験を有すること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。))。

③配置予定の管理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4

号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

5）その他業務を執行する者であって、1）から4）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（8）東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在すること。

（9）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者

をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
とき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

②「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断
は警察当局にて行うものとする。

(イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又
は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど
しているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便
宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し
くは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不
当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有
しているときにおける当該有資格業者。

③「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するの
ではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断
は警察当局で行うものとする。

(10) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者
であること。

5. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係

担当者 松本・本多

電話 050-1754-5981 (直通)

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、
次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有
無について確認を受けなければならない。

上記4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を
提出することができる。この場合において、上記4. (1) 及び (3) から (10) ま

でに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記４．（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記４．（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和８年７月２９日（水）から令和８年８月２６日（水）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時まで。

②提出先

上記５．に同じ。

③提出方法 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ持参又は郵送すること（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。提出書類は、表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：１／〇〇～〇〇／〇〇）。電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり、申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。

（３）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、②の同種業務の履行実績及び④の配置予定の管理技術者の同種業務の経験については、平成２３年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了しているものに限り記載すること。

①一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

②履行実績

上記４．（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の業務の履行実績を別記様式２に記載すること。記載する同種の業務の履行実績の件数は１件でよい。

③上記②を証明する契約書等の写し

以下の各資料を提出すること。

- ・②の同種の業務の履行実績として記載した業務に係る契約書等（契約書及び記載した業務の内容が判断できる資料）の写し
- ・記載した業務の対象施設の客席数、並びに建築基準法上の主要用途が「劇場、映画館又は演芸場を含む施設」であることを確認できる資料（施設のパンフレットやホームページ等）の写し

④配置予定の管理技術者の資格等

上記４．（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の氏名、資格、同種の業務の経験等を別記様式３に記載すること。記載する同種の業務の経験の件数は１件でよい。なお、申請時に配置予定技術者を特定できない場合は、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の業務の経験等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たしていなければならない。

⑤上記④を証明する契約書等の写し

以下の各資料を提出すること。ただし、③と重複するものは省略すること。

- ・②の同種の業務の履行実績として記載した業務に係る契約書等（契約書及び記載した業務の内容が判断できる資料）の写し
- ・記載した業務の対象施設の客席数、並びに建築基準法上の主要用途が「劇場、映画館又は演芸場を含む施設」であることを確認できる資料（施設のパンフレットやホームページ等）の写し

⑥上記④を証明する資格証等の写し

有効期限内のもののみ有効である。

⑦配置予定の管理技術者について、申請者との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる資料（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等）の写し

⑧誓約書（別記様式４）

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年９月４日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

（５）その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤申請書及び資料の提出書類は、以下に留意すること。

（イ）ファイル形式は以下によること。

- ・PDFファイル
- ・Microsoft Word（拡張子「.docx」形式で保存すること）
- ・Microsoft Excel（拡張子「.xlsx」形式で保存すること）

（ロ）添付資料は、３つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書な

どの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記6.（1）①の期間内に、上記5. まで持参又は郵送すること（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由。）のみを電子入札システムにより送信すること。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送により提出する書類の目録
- ・持参又は郵送により提出する書類の頁数
- ・持参又は郵送により提出する年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥申請書及び資料に関する問合せ先

上記5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

①提出期限 令和8年9月11日（金）午後5時

②提出場所 上記5. に同じ

③提出方法 書面（書式自由）を持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電子メールによるものは受付けない。受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

（2）（1）の質問に対する回答期限及び方法

①回答期限 （1）①の提出期限の日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く5日以内に回答する。

②回答方法 質問回答書を郵送する。

8. 質問について

（1）期 限：令和8年8月25日（火）午後5時

（2）仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて電子メールで受け付ける。書面（別記様式5）により提出すること。電子入札システムによる提出は認めない。

メールアドレス keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

なお、提出後 5. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

9. 入札及び開札の日時並びに場所等

- (1) 入札日時：令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 14 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前 10 時から午後 5 時まで（ただし最終日の令和 8 年 9 月 14 日（月）は午後 1 時まで。）。
- (2) 入札場所：東京都千代田区隼町 4 番 1 号
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 11 時
- (4) 開札場所：東京都千代田区隼町 4 番 1 号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館 3 階 第 5 会議室（電子入札システム）
- (5) そ の 他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。遅刻の場合は、開札に立ち会えない。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記 9. (2) に持参すること。郵送及び電子メールによる提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業

に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の10以上とする。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

12. 内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。入札書に内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、内訳書には住所、名称又は商号、代表者の氏名及び業務名を記載し、以下に留意すること。

①ファイル形式は以下によること。

- ・PDFファイル
- ・Microsoft Word（拡張子「.docx」形式で保存すること）
- ・Microsoft Excel（拡張子「.xlsx」形式で保存すること）

②添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記9.（1）の期間内に、上記9.（2）まで持参又は郵送すること（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由。）のみを電子入札システムにより送信すること。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送により提出する書類の頁数
- ・持参又は郵送により提出する年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- (3) 入札参加者は記名を行った内訳書を提出しなければならないが、提出した内訳書について契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、内訳書が、次の表各号に該当する場合については、独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書第24第12号に該当する入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を

無効とする。

【表】内訳書確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の業務の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に記名が欠けている場合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の業務の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該業務において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々件名及び社名を記入した上封印をして提出すること。
- (5) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から

30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書、別紙業務委託現場説明書及び別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記4. に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

本業務を実施できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

16. 低入札価格調査

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。
- (2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。
- (3) 調査中に履行不可能の申し出があった場合、指名停止措置（原則2ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合

は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

(4) 低入札価格調査を実施した場合

- ①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- ②振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
- ③次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。
- ④低入札価格調査の結果については、振興会が準用する「設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表」(平成19年9月19日付け19文科施第224号文部科学省大臣官房文教施設企画部長・会計課長通知)に基づき、振興会ホームページにおいて公表することについて同意し承すること。

17. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

18. 配置予定管理技術者の確認

落札者決定後、配置予定技術者について、傷病・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。また競争参加時に提出された配置予定技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4.(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を選任し、発注者の承諾を得ること。

19. 契約書作成の要否

別紙業務委託契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

20. 支払条件

業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

ただし、前払金の請求は、業務委託料が1,000万円以上であって、かつ、履行期間が3か月以上である場合に限り請求できるものとする。

21. 手続における交渉の有無

無

22. 対象業務に直接関連する他の業務の契約を、対象業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

有

23. 再苦情申立て

- (1) 契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明の不服がある者は、上記7.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に対して、再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 申立てを行う場合は、書面（書式自由）を持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電子メールによるものは受付けない。提出場所は、上記5.に同じ。

24. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5.に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。

- (6) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (8) 電子入札システムの障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5.へ連絡すること。
- (9) 本入札説明書の別記様式1、別記様式4、別記様式6(紙入札の場合)、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (10) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「設計業務委託契約要項」による。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和8年7月29日付で公告のありました「新国立劇場中長期保全計画策定業務（令和8年度）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと、落札した場合は書面に記載した配置予定の技術者を本業務の現場に配置すること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記6.(3)①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書 記6.(3)②に定める履行実績を記載した書面（別記様式2）
3. 入札説明書 記6.(3)③に定める契約書等の写し
4. 入札説明書 記6.(3)④に定める配置予定の管理技術者の資格等を記載した書面（別記様式3）
5. 入札説明書 記6.(3)⑤に定める契約書等の写し
6. 入札説明書 記6.(3)⑥に定める資格証等の写し
7. 入札説明書 記6.(3)⑦に定める被保険者標準報酬決定通知書等の写し
8. 入札説明書 記6.(3)⑧に定める誓約書（別記様式4）

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏 名）：_____

担当者（氏 名）：_____

責任者連絡先（電話番号）：_____

担当者連絡先（電話番号）：_____

同種の業務の履行実績
(新国立劇場中長期保全計画策定業務 (令和 8 年度))

商号又は名称：

競争参加資格		平成 2 3 年度以降に、元請として合計 1,000 席以上の客席を有する劇場、映画館又は演芸場を含む施設において、中長期保全計画の策定業務を完了した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。)
業 務 名 称 等	業 務 名	
	発注機関名	
	履 行 場 所	(都道府県名・市町村名)
	施 設 名	
	主 要 用 途	(劇場 ・ 映画館 ・ 演芸場) ※いずれかに丸を付けること。
	総 席 数	席
	契 約 金 額	(円)
	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	受 注 形 態	単体／共同企業体 (出資比率 %)
	業 務 内 容	

注1 同種の業務の履行実績については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに業務の履行が完了しているものに限り記載すること。また、併せて業務の履行実績として記載した業務に係る契約書等(契約書及び記載した業務の内容が判断できる資料)及び記載した業務の対象施設の客席数、並びに建築基準法上の主要用途が「劇場、映画館又は演芸場を含む施設」であることを確認できる資料(施設のパンフレットやホームページ等)の写しを提出すること。

別記様式 3

配置予定の管理技術者の資格・業務経験
(新国立劇場中長期保全計画策定業務 (令和 8 年度))

商号又は名称： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		管理技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許		例) 一級建築士 (取得年) 技術士 (技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、または総合技術監理部門 (選択科目を「建設」とするものに限る。) とするものに合格した者に限る) の資格を有する者の資格を有すること。 (取得年)
同種の業務の経験の概要	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	履 行 場 所	(都道府県名・市町村名・施設名・総席数)
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	管理技術者、技術者
	業 務 内 容	

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。
注2 申請者との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる資料 (健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等) の写しを添付すること。
注3 配置予定技術者の同種業務の経験については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに業務の履行が完了しているものに限り記載すること。また、併せて業務の履行経験として記載した業務に係る契約書等 (契約書及び記載した業務の内容が判断できる資料) 及び記載した業務の対象施設の客席数、並びに建築基準法上の主要用途が「劇場、映画館又は演芸場を含む施設」であることを確認できる資料 (施設のパンフレットやホームページ等) の写しを提出すること。
注4 申請時に配置予定技術者を特定できない場合は、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の業務の経験等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たしていなければならない。その際は配置予定技術者全てについて別記様式3を提出すること。

別記様式4

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第417号）第2条第1項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。
 - 1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - 2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - 3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - 4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）
 - 5) 総会屋
 - 6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）
 - 7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであつて、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - 8) その他前各号に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子 殿

〔住 所〕

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

〔商号又は名称〕

本件責任者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

担 当 者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式 4
(別紙)

役員等名簿

商号又は名称

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 眞理子 殿

質問者		
	【 住 所 】	
	【 商 号 又 は 名 称 】	
	【 代表者役職及び氏名 】	
	【担当部署・担当者名】	
	【 担 当 者 連 絡 先 】	TEL :
		Mail :

件 名 新国立劇場中長期保全計画策定業務（令和 8 年度）

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項

紙入札方式参加希望承諾願

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 真理子 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

令和 8 年 7 月 2 9 日付で公告のありました「新国立劇場中長期保全計画策定業務（令和 8 年度）」は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社は下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

記

電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏 名）：
担 当 者（氏 名）：
責任者連絡先（電話番号）：
担当者連絡先（電話番号）：